

## 第2回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会

### 議 事 概 要

平成27年5月11日(月)  
14:00～16:00  
群馬県勤労福祉センター

#### 1. 開会及び資料確認

～事務局(群馬県タクシー協会 小島専務)～

定刻となりましたので、只今より、「第2回 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を開催いたします。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人群馬県タクシー協会の専務理事を務めております、小島でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、代理出席を含め、構成員全員の出席をいただいておりますので、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15号の規定に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりますので、本日も公開とさせて頂いております。ご理解よろしくお願い致します。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

<資 料>

資料1 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について

資料2 タクシー事業の現状について

資料3 改正特措法施行後1年間の取組み状況について

資料4-1 特定地域の指定について

資料4-2 タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について

参考資料

- ・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について(公示)
- ・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について(公示)

- ・準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）
- ・TAXITODAY in Japan 2015（全国ハイヤー・タクシー連合会）

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

また、構成員に変更がございますが、後ほど要綱改正で協議をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

次に、前回もご説明させていただきましたが、「改正特措法」が施行されて群馬運輸支局の行政の方々には当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

後程、「タクシー事業の現状」及び行政から発出されております通達等についてご説明頂きますので、よろしくをお願いいたします。

それでは早速議事に入らせて頂きます。ここからの議事進行につきましては、大島会長をお願いいたします。

大島会長よろしくをお願いいたします。

## 2. 議事

～大島会長～

それでは、これより議事に入ります。

本日は、「改正特措法」施行後、準特定地域協議会として2回目の協議会でございます。

昨年3月に開催されました前回の協議会から1年が経過しておりますので、改正特措法施行後のタクシーの状況や適正化・活性化の取組み状況について、各委員の皆様方の活発なご意見を頂ければと考えております。

また、関東運輸局長より当協議会長あてに、埼玉県及び群馬県中・西毛交通圏が特定地域の指定基準に適合しているため、当協議会において特定地域の指定に係る希望の有無について議論を行い、特定地域の指定を希望する場合は、本年6月末までに協議会において同意を得た上で、国土交通大臣あてに報告するよう求められておりますので、本日は、各委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂き、その上で、指定の希望の有無について議決を取らせて頂きたいと考えております。

限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、『議事次第』にしたがって進行させていただきます。

議事（1）『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』を

事務局より説明をお願いします。

## 2. (1)設置要綱の一部改正

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それでは、資料1の『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について』をご覧ください。

変更内容につきましてご説明致します。

変更点につきましては赤字で示してあり、今回の改正は2点あります。

「構成員の変更」につきましては、まず「群馬県ハイヤー協会」が平成27年4月1日をもって一般社団法人化移行に伴い名称も「一般社団法人群馬県タクシー協会」に名称変更されました。このことによりタクシー事業者等の構成員の名称を変更をさせていただきます。また「地域住民の代表」として、「清野 紀美子」さまにつきまして、役職を退かれたことから、同組織の後任として「砂賀 千里」さまに参画していただくことを事務局として提案させていただきます。

第4条第3項の記載に一部誤りがありました。

第4条第3項に「ただし、第5条第17項の規定に基づき」とありますが、本来は、「ただし、第5条第14項の規定に基づき」が正しいことから、修正させていただきたいと思います。また、文章中の団体の名称の修正がございます。

～大島会長～

只今、事務局より設置要綱の一部改正についてご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願いたします。

「意見なし」

それでは、設置要綱の一部改正について議決を取りたいと思います。

ご異議はありますのでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございました。特段ご異議がございませんでしたので設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

なお、改正後の設置要綱につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきます。

次に、議事(2)『タクシー事業の現状について』をオブザーバーとしてご出席頂いております群馬運輸支局よりご説明をお願い致します。

## 2. (2) タクシー事業の現状について

～尾林首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

それではご説明させていただきます。

資料2の『タクシー事業の現状について』をご覧ください。

「資料2」にて説明。

～大島会長～

ありがとうございました。ご意見、ご質問はございますでしょうか。

「意見なし」

次に、議事（3）『タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後1年間の取組み状況について』を事務局よりご説明をお願いいたします。

それでは事務局よろしくお願い致します。

## 2. (3) 改正特措法施行後1年間の取組み状況について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それではご説明させていただきます。

資料3の『改正特措法施行後1年間の取組み状況について』をご覧ください。

「資料3」にて説明。

～大島会長～

ありがとうございました。

ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

ドライブレコーダーの導入についてですが、付けたからといって事故が減っているわけではないと思います。

ドライブレコーダーによる事故防止も大事ですが、乗務員に対し事故防止の指導も徹底していくべきだと思います。また、更新時講習も行って欲しいです。

～大島会長～

ありがとうございました。この資料の中にも出てきました、ドライバーへの講習という

話の中で安全・サービスの向上というものがありますが、それらのやり方をもう少し変えていった方が良いという事も含んでいるかと思われませんが、いかがでしょうか？

～群馬県タクシー協会 清水前橋地区会長～

更新時講習につきましては、制度が変更になり廃止となっています。

～大島会長～

講習の事につきましては、今後前橋・高崎で行っている乗務員講習会において必要に応じて取り入れていく事で宜しいでしょうか？

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

ドライブレコーダーは事故防止になると思うのですが、その過程で行き過ぎた乗務員管理になってしまう懸念があります。そこをどうしていくのか考えていった方が良いのではないのでしょうか？

～大島会長～

事務局からの説明の中で、ドライブレコーダーの話がありましたが全社で導入をしているわけではなく、一部で導入となっています。今後、普及していくのかどうか課題となっていくと思われまます。乗務員の管理に関しても、今後の課題となっていくと思います。

～群馬県個人タクシー協会 高山会長～

ドライブレコーダーを導入しています。自転車等飛び出しをされた時に何かしらの証拠になります。導入する事は良い事なので、1台からでも良いので導入をして頂くと仕組みが分かり、良い方向に向かうと思います。

～大島会長～

ありがとうございました。先程の意見はプラスの面での意見を頂きました。ただ、コストの面などございますので、今後の検討課題になっていくかと思われまます。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

自己防衛としては、素晴らしいと思います。ただ、会社としての運用方法を考えていくべきなのでは。

～大島会長～

ありがとうございました。ドライブレコーダーについては、課題がたくさんあるかと思われまます。今後の検討課題としていきたいと思います。

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

地域計画にある、安全の向上・観光への取組み・ドライバーの労働条件悪化防止等も安全・安心への一つの方向だと思っています。また、おもてなしの心が重要となってきましたので、その辺の取組みをしっかりとやっていくのはいかがでしょう。

～大島会長～

ありがとうございました。富岡製糸場の世界遺産・東京オリンピック等観光が世界レベルとなってきました。ドライバーの方々の接客面も考えていく事になりますね。

～群馬県タクシー協会 吉本西毛支部長～

高崎でもおもてなし講習を開催しています。昨年度は、英会話の講習等を行いました。今年度は、群馬県手話条例に伴い、手話の講習会を予定しています。講習会を通して接客面を改善していけるかと思われまます。

～大島会長～

ありがとうございました。取組の補足をして頂き、協調して頂ける様なお話でした。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

接客についてですが、距離のあるお客様には良い接客をし、1メートルのお客様にはあまり良くない接客をしているという話を聞きます。1メートルのお客様はたくさんいます。そういったお客様を大事にするのもサービスになると思います。

～大島会長～

ありがとうございました。

特に活性化については引き続き継続していく必要があると考えますので、今、いただいたご意見等も踏まえ、更なる適正化・活性化に取り組んでいくため、今後とも皆様方のご協力をお願い致します。

次に、議事（4）『特定地域の指定について』を事務局よりご説明をお願い致します。

## 2. (4)特定地域の指定について

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それでは、ご説明致します。

資料4-1をご覧ください。本年、2月2日付けで関東運輸局長より当協議会の大島会長あてに『特定地域の指定について』との文書が発出されました。これは「特定地域の指定基準等について（平成27年1月30日公示）」に基づき該当状況を確認したところ埼玉

県及び中・西毛交通圏においてこの指定基準1.(6)を除いて全て適合しているということでございます。

指定基準1.(6)については、協議会での同意が必要とのことでございますので各委員の皆様にお諮りしたいと存じます。

皆様にお諮りする前に、オブザーバーとしてご出席いただいております群馬運輸支局より通達等の内容についてご説明をお願い致します。

～尾林首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

「参考資料」にて説明。

～大島会長～

ありがとうございました。

只今、行政より通達等についてご説明がありましたが、ご質問等のある方はよろしくお願いいいたします。

「意見なし」

～大島会長～

続きまして、2月2日付けの関東運輸局長からの文書の中で、「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果を鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論を行うように」とありました。この件に関して事務局よりご説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

それではご説明致します。

資料4-2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について』をご覧ください。

先程、大島会長からもお話があったとおり、関東運輸局長からの通知の中でタクシー利用者の意向を十分踏まえた上で議論するようにとのことで、アンケート方式による調査を実施致しましたので内容についてご報告致します。

「資料4-2」にて説明。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは、これまでの説明や議論を踏まえて特定地域の指定について、ご意見やご要望を頂きたいと思いますが、ご意見やご要望がある方はよろしくお願い致します。

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

経営者側の方はどうお考えなのか、確認をさせて頂きたいのですが。

～大島会長～

この後、経営者側がどういう考えなのかご報告がございます。

～群馬県消費者団体連絡会 坂本副会長～

こちらとしては、利用者が利用しやすいタクシーを望んでいます。

～生活協同組合コープぐんま組合 砂賀理事～

アンケート結果についてですが、タクシーを利用なさっている方が多いと感じました。サービスの向上をしていき、タクシーは便利という事がもっと浸透していけば利用が増えて台数などの問題も解決していくのではないのかと感じました。

～群馬県県土整備部交通政策課 小此木課長～

設置要綱についてですが、優先順位はあるのでしょうか

～前橋市政策部交通政策課 中畝課長～

机上での適正台数は分かったのですが、実態を踏まえた判断が必要と考えます。公共交通なので利用者の利便性が大事なのではないでしょうか。

～高崎市市民部地域交通課 金田課長補佐～

もう少し時間をかけて議論するものなのではないかと感じました。

～大島会長～

ありがとうございました。

それでは議決に入る前に、議決方法について事務局より説明をお願い致します。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

議決方法についてご説明致します。資料1『設置要綱』の4ページの中程、第5条第10項（4）をご覧ください。

特定地域の指定について、同意するか否かの議決は（1）～（3）以外の議決に該当致します。設置要綱記載のとおり①～③全てを満たす場合となります。



- ① 当協議会の大島会長及び今井事務局長が合意していること。
- ② 特定地域の指定に合意するタクシー事業者が中・西毛交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が中・西毛交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項（3）に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意することとなります。

それでは議決を取っていきますが、まず始めにタクシー事業者の議決について群馬県タクシー協会、今井会長及び群馬県個人タクシー協会、高山会長より報告を受け、設置要綱の規定に基づく過半数以上の合意があった場合は、挙手にて、会長、事務局長以外の構成員の方々の議決を取り、同じく過半数以上の合意があった場合は、会長、事務局長の議決について、お願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

～大島会長～

ありがとうございました。それでは、議決を行います。

まず始めに法人タクシー事業者の意向について群馬県タクシー協会、今井会長よりご報告をお願い致します。

～今井事務局長（群馬県タクシー協会会長）～

それでは、タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が44者ございますので、すべての事業者についてこの場で議決を取ることが不可能な状況であります。

そのため群馬県タクシー協会ですらに該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定を「希望する」・「希望しない」の意向を確認するため調査を実施し、回答を頂いておりますのでご報告させていただきます。

本日現在の中・西毛交通圏の法人タクシーの協議会構成員のタクシー車両は1088両となります。

そのうち「特定地域の指定を希望する」と回答した事業者は2者、26両、「特定地域の指定を希望しない」と回答した事業者は42者、1062両でございましたのでご報告いたします。

～大島会長～

続きまして個人タクシー事業者の意向について群馬県個人タクシー協会、高山会長より報告をお願いいたします。

～群馬県個人タクシー協会 高山会長～

個人タクシー事業者は4者あり、うち同意は1者、不同意は3者となっております。

～大島会長～

ありがとうございました。

只今、報告がありました結果を合計いたしますと、同意3者27両、不同意45者1065両となり、設置要綱第5条第10項(4)②タクシー事業者につきまして、特定地域の指定を希望するタクシー車両数の合計が中・西毛交通圏の車両数1092両の過半数である547両に達しませんでしたので、同意されませんでした。

設置要綱においては、①から③の全ての要件を満たすことになっておりますので、只今のタクシー事業者の結果をもって、当協議会としては「特定地域の指定」に同意しないこととなりますので、③以外の構成員の方々には議決を取る代わりに、今回の特定地域の指定に関する事、あるいは、今後のタクシー事業の活性化に関する事など、ご意見をいただければと存じます。

～群馬県タクシー協会 吉本西毛支部長～

今回の協議について業界として真剣に考えてきました。例ではありますが、高崎では今後、駅付近にイベント会場や商業施設の建設が決定しています。よって、タクシーの需要が増えると見込んでの結論となっております。

～群馬県タクシー協会 清水前橋地区会長～

前橋については、車両数を事業者間で相談をするというのは難しいと思われまます。また、労働環境にも影響が出るのではと懸念もございませす。移動困難者の方々に利用をして頂ける様、自治体関係と進めている段階でございませすので、活性化策の方で業界を盛り上げていければと考えております。

～群馬県タクシー協会 新井伊勢崎地区会長～

伊勢崎では、ピーク時から比べますと半数近くの減車を進めました。これ以上強制的に減車となりますと、車両が足りなくなり、お客様へのサービスにも影響が出るのではないかとと思ひます。

～群馬県個人タクシー協会 高山会長～

観光に対してのアンケートがありましたが、観光に力を入れた方が良いのではと思ひます。法人と個人で協力をしていきたいです。

～東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室 大野副課長～

駅から観タクン等でお世話になっております。また、バスで運行出来ない場所などタクシーで補って頂ければと思います。

～上信電鉄株式会社 田代鉄道部長～

業界で頑張っていけるという事であれば良いのではないのでしょうか。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

会社だけで理解するのではなく、乗務員に対してもアンケート内容を伝えるべきだと思います。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

貴重なご意見ありがとうございます。アンケートにつきましては、会員には教本という形で周知させたいと思っております。

～大島会長～

以上の議決結果等を持ちまして、当協議会においては「特定地域の指定」に同意しないこととなりましたので、結果につきまして国土交通大臣あてに報告させていただきます。当協議会としては、「特定地区の指定」に同意しませんでした。今後も、「準特定地域協議会」として、タクシー事業の適正化及び活性化について取り組んで行く必要があるものと考えております。

先ほど事務局より報告のありました利用者アンケートの結果、あるいは構成員の方々よりいただいたご意見等を踏まえ、特にタクシー事業の活性化方策について取り組んで参りたいと思いますので、構成員の方々、また、タクシー事業者の皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

なお、議決結果を踏まえ協議会会長の私も特定地域の指定には不同意といたします。

また、特定地域の指定に係る本日の協議結果を受けて、群馬県タクシー協会の今井会長からも一言頂きたいと思っております。

～今井事務局長（群馬県タクシー協会会長）～

群馬県タクシー協会の考えとしてお話をさせていただきますが、車両数の適正化につきましては、各社努力をされていると思います。車両が多いと感じれば、自主的に減車を行っていきます。また、活性化につきましてはですが、ママサポートタクシーなど導入を始めた会社もごさいます。先程からお話にも出ております観光への取組みも積極的に行っていく所存でございます。

なお、議決結果を踏まえ事務局長である私も特定地域の指定には不同意といたします。

～大島会長～

次に議事2.(5)その他について事務局よりお願い致します。

## 2.(5)その他

～事務局(群馬県タクシー協会 小島専務)～

その他でございますが、今回の協議会では特定地域の指定に同意しないことから、中・西毛交通圏は引き続き準特定地域となります。

先ほど群馬運輸支局からご説明がありましたが、行政より中・西毛交通圏における需給状況判断、適正車両数の公表があり、これに伴い準特定地域計画の見直しが必要となりますので、当該計画の一部改正について事務局より提案させていただきます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、只今、お配りした資料5『中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』をご覧ください。

「資料5にて説明」

なお、お手元の資料において改正タク特措法施行に伴う字句の修正や業界団体の名称の修正等が反映されていない点があるため、修正した全文を設置要綱全文とともに委員の皆様には後日、送付させていただきます。

～大島会長～

ただいま事務局より地域計画の一部改正についてご説明がありましたが、ご意見やご質問がある方はよろしくお願い致します。

「意見なし」

～大島会長～

それでは地域計画の一部改正の内容について議決をとりたいと思います。

ご異議はございますでしょうか。

「異議なし」

～大島会長～

ありがとうございました。特段ご異議がございませんでしたので地域計画の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

それでは、ただいまご承認いただきました地域計画に基づき、各タクシー業界の皆様方は、今後も、更なる適正化・活性化に向けての取り組みを進めていただきます様よろしく

お願い致します。

それでは、これをもって本日予定の議事を終了させていただきます。

本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

～事務局（群馬県タクシー協会 小島専務）～

大島会長、長時間にわたり議事の進行をお努め頂き誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中、多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは以上を持ちまして、「第2回 中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会」を閉会と致します。

本日は、誠にありがとうございました。